

## 第4章 地震災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 第1 災害対策本部の設置

##### 1 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2の規定により、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置する。

その組織及び編成は、第3章 第1節 第1「災害対策本部の設置」に準ずるものとする。

##### 【災害対策本部設置基準】

- |   |
|---|
| <p>ア 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>イ 震度にかかわらず、町内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>ウ その他町長が必要と認めるとき。</p> |
|---|

##### 2 地震発生初期の対策

町長は、町の地域で震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行うとともに、災害警戒本部を設置するものとする。

災害対策本部の構成等は、第3章 第1節 第1「災害対策本部の設置」に準ずるものとする。

##### 3 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第3章 第1節 第1「災害対策本部の設置」に準ずるものとする。

## 第2 職員の非常参集

### 1 動員体制

#### (1) 動員基準

| 配 備     | 基 準               | 配備体制   |
|---------|-------------------|--|
| 初 期 動 員 | 震度4の地震が発生したとき。    | 本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限の配備とする。               |
| 第1号動員   | 震度5弱の地震が発生したとき。   | 特に関係ある課・係の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制で、2号動員に移行し得る体制とする。 |
| 第2号動員   | 震度5強の地震が発生したとき。   | 所属職員の半数以上の人員を配置して防災活動に当たるもので、状況により3号動員に直ちに切り替え得る体制とする。 |
| 第3号動員   | 震度6弱以上の地震が発生したとき。 | 全員を配置して防災活動に従事する。(全職員)                                 |

#### (2) 本部要員の動員

災害発生時の配備体制は次のとおりとし、災害対策本部長（町長）が震度、被害状況に応じ配備決定を行う。

|         |   |
|---------|---|
| 予 備 動 員 | 総務課長、総務課庶務係長、総務課行政係長、防災担当   |
| 初 期 動 員 | 予備動員の他、課（局）長、広報担当、総務課員  |
| 第1号動員   | 初期動員の他、課（局）補佐、水道担当、土木担当、都市計画担当、農林業担当、林道担当、福祉担当、環境担当、文化財担当、消防団長、消防団副団長 |
| 第2号動員   | 第1号動員の他、主査、係長   |
| 第3号動員   | 全職員   |

※消防団招集があった場合、消防団に所属している職員については、原則として消防団活動を優先する。

#### (3) 緊急登庁職員の指定

災害発生時に職員が車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、概ね徒歩30分以内で登庁できる職員の中から、勤務場所に関わることなく緊急登庁職員に指定する。

緊急登庁職員に指定された職員は、震度5弱以上の地震及び著しい災害が発生した場合は自主登庁し、災害対策本部（本部が設置されていない場合には総務課）に出頭し、災害対策本部長（本部長が登庁していない場合には、副本部長又は上級職員）の指揮を受け、所属する部署の業務に関係なく応急初動措置を行う。

#### (4) 職員の動員

##### ア 勤務時間中における動員

職員の動員は、本部長の配置計画に基づき、総務課長を通じて課長・班長に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班員に伝達するものとする。

本部における配置の通知を受けた各班長は、速やかに関係職員を動員する。出先機関等については、所管の課長等に伝達するものとする。

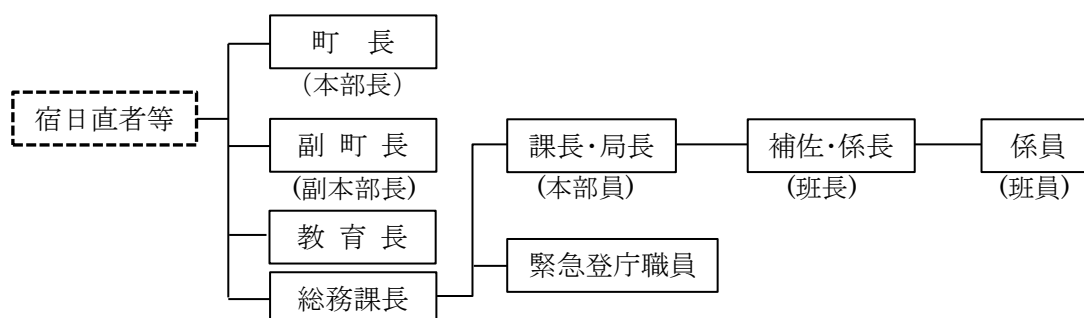
##### イ 勤務時間外における動員

日曜・休日・夜間等勤務時間外においては、宿日直者等が次の順序で電話又はメール等により、速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努めるものとする。

##### ウ 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、(1)(2)(3)の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

- |          |            |         |
|----------|------------|---------|
| ア 震度4    | 予備動員及び初期動員 | 該当職員が登庁 |
| イ 震度5弱   | 第1号動員      | 該当職員が登庁 |
| ウ 震度5強   | 第2号動員      | 該当職員が登庁 |
| エ 震度6弱以上 | 第3号動員      | 全職員が登庁  |



## 2 動員の方法

### (1) 動員の伝達

本部員及び班長は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておくものとする。

### (2) 登庁場所

勤務時間外において、動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、甘楽町役場又は自己の勤務場所に登庁する。

### (3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配慮すること。

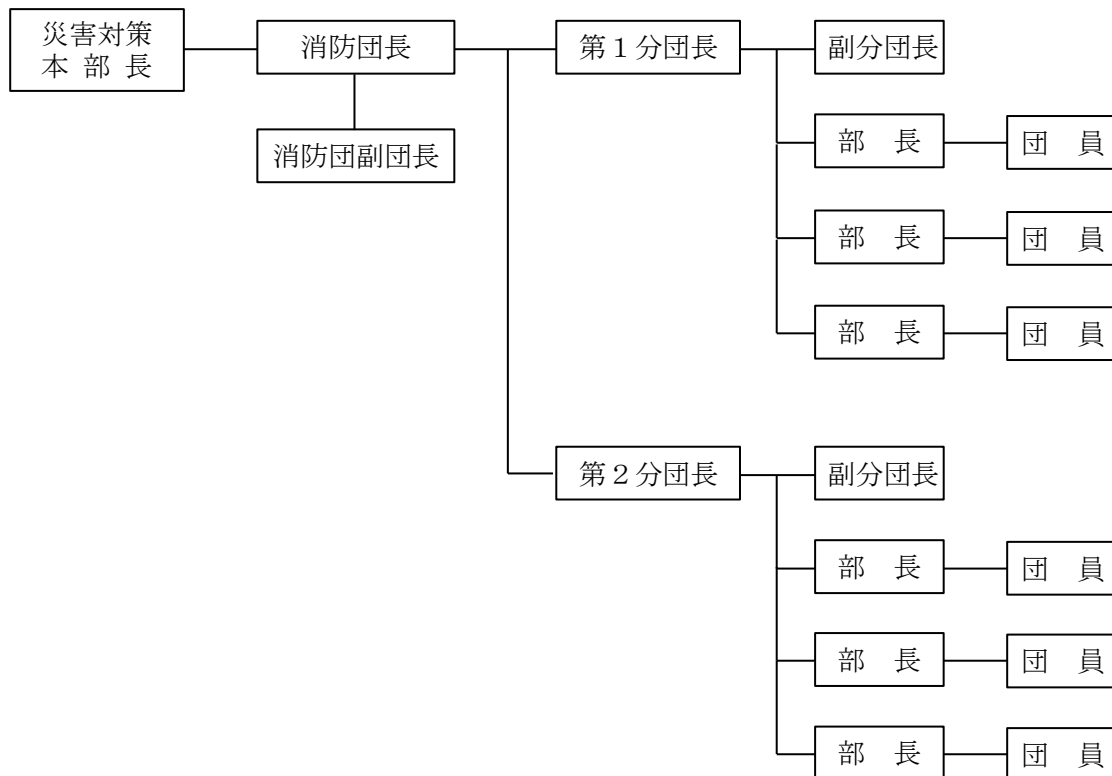
### (4) 登庁時の留意事項

ア 登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班に報告すること。

イ カメラ付携帯電話を所持する職員は、被害等の状況を簡単な説明とともに写真を総務課宛送信すること。

### 3 消防団に対する伝達及び出動

配備体制についての消防団への伝達は、つぎの伝達系統に従い行うものとする。



●資料4-5 消防団責任分担区域 [p. 252]

#### (1) 消防団等の出動

災害時には、消防団は定められた伝達系統に従い、最も迅速な方法により行うものとする。

#### (2) 応急復旧従事の始期・終期

消防団の応急復旧従事の始期・終期は町長の指示に基づき従事するものとする。

なお、消防団が出動した場合、公務災害補償の関係が生じるので記録は明確にしておくものとする。

### 第3 広域応援の要請

地震災害において、町は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

具体的な対策については、第3章 第1節 第3「広域応援の要請」に準ずるものとする。

### 第4 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震が発生し、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第3章 第1節 第4「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

## 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1 地震情報の収集・連絡

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

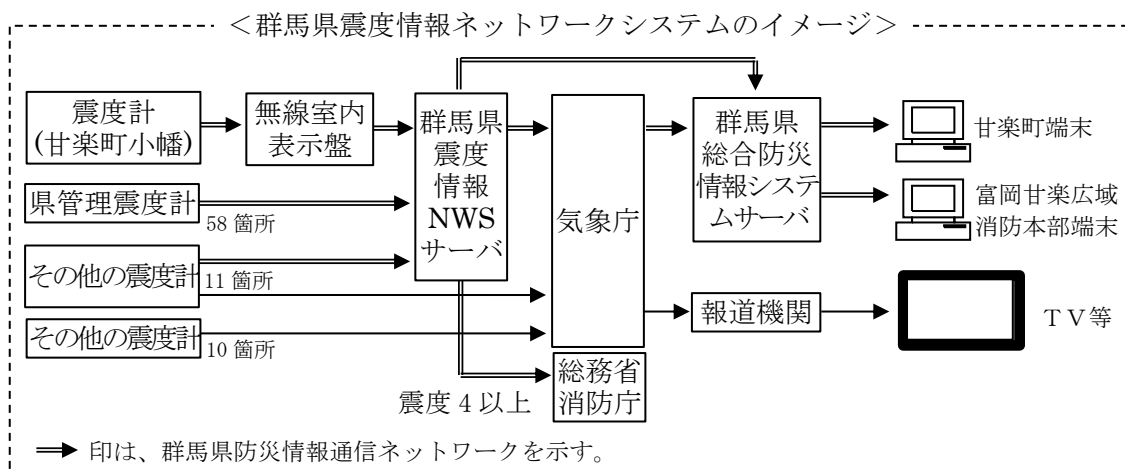
このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて収集・伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

#### 1 震度情報の把握

##### (1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握

県は「震度情報ネットワークシステム」により、県内（旧70市町村）に設置してある震度計から計測震度を受け、気象庁に伝達する。この情報は県総合防災情報システムを介して、町でも受信可能である。

なお、甘楽町小幡（甘楽町役場）の計測震度については、甘楽町防災行政無線室内の表示板により即時に覚知できる。



##### (2) 地震情報の伝達

気象庁は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を県その他の機関に伝達する。町及び消防本部へは、県総合防災情報システムにて伝達される。

##### (3) 通信手段

県が取り扱う震度情報については、すべて県防災情報通信ネットワークにより伝達する。

#### 2 震度情報の伝達

町は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受理した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図るものとする。

## 第2 災害情報の収集・報告

町、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（災害情報）を迅速に収集しなければならない。

また、災害情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとし、地震発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を迅速に報告するものとする。

具体的な対策については、第3章 第2節 第2「災害情報の収集・報告」に準ずるものとする。

## 第3 通信手段の確保

地震災害により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

具体的な対策については、第3章 第2節 第3「通信手段の確保」に準ずるものとする。

## 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1 災害広報・広聴体制の整備

大規模地震発生時には、様々な情報が錯乱するおそれがあるため、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、広報・広聴体制の整備を図る必要がある。

具体的な対策については、第3章 第3節 第1「災害広報・広聴体制の整備」に準ずるものとする。



## 第4節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害や余震による建築物・構造物の倒壊等を防止するため、町は、関係機関と連携して二次災害の予防に努める。

### 第1 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者、その他の水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

### 第2 建物・宅地対策

#### (1) 被災建築物の応急危険度判定

町は、災害対策本部に班を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

判定は、被災状況を調査の上、判定を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

#### (2) 被災宅地の危険度判定

町は、災害対策本部に班を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

### 第3 危険物、有害物質等対策

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。

また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。

## 第5節 救助・救急・医療及び消火活動

### 第1 救助・救急活動

大規模地震時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

具体的な対策については、第3章 第5節 第1「救助・救急活動」に準ずるものとする。

### 第2 医療活動

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、町は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第3章 第5節 第2「医療活動」に準ずるものとする。

### 第3 消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防本部は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

#### 1 住民・自主防災組織及び企業による消火活動

##### (1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するものとする。

##### (2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する事業所は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

#### 2 消防による消火活動

##### (1) 地震火災への原則

###### ア 避難場所及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

###### イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先とする。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

(2) 火災状況の把握及び応援要請

ア 消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防本部は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防本部は、火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請をするものとする。

エ 消防本部は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（危機管理室）に要求するものとする。

### 3 通電火災等の予防

消防本部は、鎮火後の再燃及び電力回復時の通電火災の防止を図るため、住民への注意喚起の広報を実施する。

●資料2-4 群馬県防災航空隊支援協定 [p. 203]

●資料2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書 [p. 205]

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

### 第1 交通の確保

具体的な対策については、第3章 第6節 第1「交通の確保」に準ずるものとする。

### 第2 緊急輸送

具体的な対策については、第3章 第6節 第2「輸送手段の確保」に準ずるものとする。

## 第7節 避難収容活動

地震発生時においては、突発的であるとともに、家屋の倒壊、火災拡大等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

また、応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策を行うものとする。その際、避難行動要支援者についても十分考慮する。

### 第1 避難誘導

具体的な対策については、第3章 第7節 第1「避難誘導」に準ずるものとする。

### 第2 避難所の開設・運営

具体的な対策については、第3章 第7節 第2「避難所の開設・運営」に準ずるものとする。

### 第3 応急仮設住宅等の供給

具体的な対策については、第3章 第7節 第3「応急仮設住宅等の提供」に準ずるものとする。

### 第4 広域一時滞在

具体的な対策については、第3章 第7節 第4「広域一時滞在」に準ずるものとする。

### 第5 県境を越えた広域避難者の受入れ

具体的な対策については、第3章 第7節 第5「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずるものとする。

## 第8節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

### 第1 飲料水の供給

具体的な活動については、第3章 第8節 第1「飲料水の供給」に準ずるものとする。

### 第2 食料の供給

具体的な活動については、第3章 第8節 第2「食料の供給」に準ずるものとする。

### 第3 生活必需品等の供給

具体的な活動については、第3章 第8節 第3「生活必需品等の供給」に準ずるものとする。

## 第9節 保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が悪化し感染症の発生等が予想されるため、町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する。

また、地震被害想定では、本町でも多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

### 第1 保健衛生活動

具体的な対策については、第3章 第9節 第1「保健衛生活動」に準ずるものとする。

### 第2 防疫活動

具体的な対策については、第3章 第9節 第2「防疫活動」に準ずるものとする。

### 第3 行方不明者の搜索及び遺体の処理

具体的な対策については、第3章 第9節 第3「行方不明者の搜索及び遺体の処理」に準ずるものとする。

## 第10節 施設、設備の応急復旧活動

大規模災害では、広い範囲での被害が予想され、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための公共土木施設の応急復旧に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

### 第1 公共土木施設の応急復旧

具体的な対策については、第3章 第10節 第1「公共土木施設の応急復旧」に準ずるものとする。

### 第2 ライフライン施設の応急復旧

具体的な対策については、第3章 第10節 第2「ライフライン施設の応急復旧」に準ずるものとする。



## 第11節 自発的支援の受入れ

### 第1 ボランティアの受入れ

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うものとする。

具体的な対策については、第3章 第11節 第1「ボランティアの受入れ」に準ずるものとする。

### 第2 義援物資・義援金の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられる。

町は、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第3章 第11節 第2「義援物資・義援金の受入れ」に準ずるものとする。

## 第12節 要配慮者対策

### 第1 要配慮者への災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

具体的な対策については、第3章 第12節 第1「要配慮者への災害応急対策」に準ずるものとする。

## 第13節 その他の災害応急対策

### 第1 農林業の災害応急対策

災害による農業関係被害の応急対策は、県及び町が関係団体の協力のもとに実施するものとする。

具体的な対策については、第3章 第13節 第1「農林業の災害応急対策」に準ずるものとする。

### 第2 学校等の災害応急対策

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第3章 第13節 第2「学校等の災害応急対策」に準ずるものとするが、地震情報の把握及び学校施設の安全点検等については、次によるものとする。

#### 1 地震情報の把握

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

#### 2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、地震後の降雨等による洪水等の二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

### 第3 文化財施設の災害応急対策

地震発生直後は、負傷者の対処をし、観覧者等を安全な避難所に誘導する。その後、文化財の被害状況を調査し、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行うものとする。

具体的な対策については、第3章 第13節 第3「文化財施設の災害応急対策」に準ずるものとする。

### 第4 災害救助法の適用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。

ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な対策については、第3章 第13節 第4「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

## 第5 孤立対策

町は、孤立地区の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。倒壊家屋や崩壊土砂による要救助者がいる場合は、救助隊員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

具体的な対策については、第3章 第13節 第5「孤立対策」に準ずるものとする。

## 第6 観光客保護・帰宅困難者対策

町内には、国指定名勝「楽山園」など様々な観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

具体的な対策については、第3章 第13節 第6「観光客保護・帰宅困難者対策」に準ずるものとする。

## 第7 動物愛護

飼い主とともに避難所に避難してくる動物の保護や適正な飼育に関しての具体的な対策については、第3章 第13節 第7「動物愛護」に準ずるものとする。